

利用料（1割負担）のご案内

1. 基本料金 I型介護医療院サービス費（Ⅱ）

介護保険一割負担利用料（日額）	
要介護度	従来型個室
要介護 1	¥714（704単位）
要介護 2	¥824（812単位）
要介護 3	¥1,060（1045単位）
要介護 4	¥1,160（1144単位）
要介護 5	¥1,251（1233単位）

介護保険一割負担利用料（日額）	
要介護度	3人室・4人室
要介護 1	¥825（813単位）
要介護 2	¥934（921単位）
要介護 3	¥1,171（1154単位）
要介護 4	¥1,270（1252単位）
要介護 5	¥1,361（1342単位）

2. 実費負担分

その他利用料	日額	内訳	月額（30日×日額）
食費	¥1,890	朝：¥630 昼：¥630 夕：¥630	¥56,700
居住費（従来型個室）	¥1,800	個室料及び光熱水費相当	¥54,000
居住費（3人・4人室）	¥580	居室料光熱水費相当	¥17,400
日用品費	¥250	洗面、整容用具等	¥7,500
教養娯楽費	¥200	趣味クラブ活動、レクリエーション活動、行事材料等	¥6,000
テレビレンタル料	1日当たり ¥200		実費
洗濯代	ネットS：¥100 ネットM：¥200 ネットL：¥450（上限¥8000-）		実費
理容代	¥1,000～¥1,850		実費

【介護保険サービスの加算】（1単位あたり10.14円 ◎は現在算定している加算（体制により変更となる場合あり） その他は条件に一致した場合

*夜間勤務等看護加算	(Ⅰ) 23単位/日		*療養食加算	6単位/日	該当者
	(Ⅱ) 14単位/日		*在宅復帰支援機能加算	10単位/日	該当者
	(Ⅲ) 14単位/日	◎	*緊急時治療管理	518単位/日	該当者
	(Ⅳ) 7単位/日		*特定治療	医科診療報酬点数表による	該当者
*外泊時費用	362単位/日	外泊時	*排泄支援加算	(Ⅰ) 10単位/月	該当者
*試行的退所サービス費	800単位/日	該当者		(Ⅱ) 15単位/月	該当者
*初期加算	30単位/日	入所後30日間		(Ⅲ) 20単位/月	該当者
*再入所時栄養連携加算	200単位/回	該当者	*自立支援促進加算	300単位/月	
*退所前訪問指導加算(一)	460単位/回	退所時該当するもの	*サービス提供体制強化加算	(Ⅰ) 22単位/日	
*退所後訪問指導加算(二)	460単位/回			(Ⅱ) 18単位/日	◎
*退所時指導加算(三)	400単位/回			(Ⅲ) 6単位/日	
*退所時情報提供加算(四)	500単位/回		*科学的介護推進体制加算	(Ⅰ) 40単位/月	◎
*退所前連携加算(五)	500単位/回			(Ⅱ) 60単位/月	
*訪問看護指示加算	300単位/回	該当者	*長期療養生活移行加算	60単位/日	該当者
*経口移行加算	28単位/日	該当者	*安全対策体制加算	20単位/回	◎
*経口維持加算	(Ⅰ) 400単位/月	対象者			
	(Ⅱ) 100単位/月	対象者	*介護職員処遇改善加算	(Ⅰ) 1月の総単位数の2.6%に相当する単位数	
*口腔衛生管理加算	(Ⅰ) 90単位/月	対象者	*介護職員等特定処遇改善加算	(Ⅰ) 1月の総単位数の1.5%に相当する単位数	
	(Ⅱ) 110単位/月	対象者		(Ⅱ) 1月の総単位数の1.1%に相当する単位数	
			*介護職員等ベースアップ等支援加算	1月の総単位数の0.5%に相当する単位数	

【特定診療費】（1単位あたり10円）

*感染対策指導管理	6単位/日		*理学療法	(Ⅰ) 123単位/回	
*褥瘡対策指導管理	(Ⅰ) 6単位/日			体制強化 35単位/回	基本単位に加算
	(Ⅱ) 10単位/日		*作業療法	(Ⅰ) 123単位/回	
*初期入所診療管理	250単位/回			体制強化 35単位/回	基本単位に加算
*重症療養管理	125単位/日		*言語聴覚療法	203単位/回	
*特定施設管理	250単位/日			体制強化 35単位/回	基本単位に加算
*薬剤管理指導	350単位/週		*集団コミュニケーション療法	50単位/回	
疼痛緩和	50単位/回		*摂食機能療法	208単位/日	
*医学情報提供	(Ⅰ) 220単位/回		*理学・作業・言語聴覚療法共	LIFEへ情報提出 33単位/月	
	(Ⅱ) 290単位/回		*短期集中リハビリ	240単位/日	対象者のみ入所後3か月間
			*認知症短期集中リハビリ	240単位/日	対象者のみ入所後3か月間

※富士市は地域区分が7級地であるため上記単位数に10.14円を乗じた額が料金となります。なお、自己負担額は介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額となります。

※その他、健康管理費（インフルエンザ予防接種等）、文書作成料（診断書等）や利用者様個人に必要な物品等の購入費については、実費徴収となります。